第	14	章 経済産業省のデジタル・トランスフォーメーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79	i
	1.	政府のデジタル・ガバメントについての方針······ 79	į
	2.	行政手続のオンライン化の推進····································	į
	3.	データを活用した政策立案の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79	į

第 14 章 経済産業省のデジタル・トランスフォーメーション

1. 政府のデジタル・ガバメントについての方針

政府としては、これまで「新たな情報通信技術戦略(2010 年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 決定)」及び「電子行政推進に関する基本方針(2011年8 月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)」 の主旨に則り、電子行政に関するタスクフォースを中心に、 我が国における電子政府の推進について議論を行ってき たところであるが、デジタルテクノロジーの進展に伴い、 単なる電子化に止まらない、データの利活用を見据えたデ ジタル・ガバメントを抜本的に進める必要が政府全体とし て生じている。これを背景として、2020年7月には、「世 界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本 計画」が閣議決定された。また、2019年5月には、行政手 続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号) が改正され、情報通信技術を活用し た行政の推進等に関する法律(以下「デジタル行政推進法」 という。) の改題とともに、国の行政手続の原則オンライ ン化が位置付けられた。デジタル行政推進法に基づき、 2020年12月にデジタル・ガバメント実行計画の改定が行 われ、政府全体でデジタル・ガバメントの実現に向けた取 組を進めてきたところである。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、デジタル・ガバメントの実現はより一層急務となっている。 経済産業省においても、デジタル化三原則(デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ)の考えの下、行政手続のデジタル化のための共通機能の整備、経済産業省の行政手続のデジタル化、法人情報の利活用の推進、データ活用のための情報共有基盤の整備等、デジタル・ガバメントの実現に向けた取組を行っているところである。

このような中で、2021 年9月にはデジタル社会形成の司令塔として、未来志向のデジタル・トランスフォーメーション (DX) を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを一気呵成に作り上げることを目指し、デジタル庁が発足した。経済産業省において整備を進めてきた法人の共通認証システム等の政府共通的な機能は同庁に移管され、政府全体での利用と標準化が進められている。さらに、2021 年12 月には、従前の「世界最先端デジタル国家創造

宣言・官民データ活用推進基本計画」及び「デジタル・ガバメント実行計画」等の内容を包含した、デジタル社会の実現を目指す「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、社会全体で実現に向けた取組が進められることとなっている。

2. 行政手続のオンライン化の推進

近年では、社会の様々な場面でデジタル技術が活用され、あらゆる産業においてデジタル・ディスラプションと言われる破壊的イノベーションによる産業構造の変革が起き始めている。デジタル化の対応は官民双方にとって不可避であり、ビジネスモデルの変革や社会課題の解決を実現するDXが求められている。

また、2017 年度より、法人関係の行政手続のワンスオンリー化等のため、法人デジタルプラットフォーム構想に着手している。法人番号を活用し、1つのID・パスワードで複数の行政サービスにアクセスが可能となる認証システムとして「GビズID(法人共通認証基盤)」を2020年1月より運用開始したほか、汎用的な補助金申請システムとして「Jグランツ」を2020年1月にリリースし、経済産業省の補助金での活用を開始した。(「GビズID(法人共通認証基盤)」及び「Jグランツ」は2021年9月のデジタル庁設置に伴い同庁に移管。)

さらに、経済産業省内で手続件数の多い行政手続から順次、手続の簡素化・デジタル化を進めている。具体的には、年間約25万件ある産業保安・製品安全法令関係の許認可等申請手続を対象とした、受付から施行までを一貫して行えるシステムである「保安ネット」について、2020年1月より利用を開始している。中小企業関係手続についても、各種申請手続のオンライン化を進めているほか、中小企業・小規模事業者が、支援施策に関する最新情報を様々な条件で検索でき、申請手続までワンストップでアクセスできるポータルサイト「ミラサポ plus」の利用を開始している。

3. データを活用した政策立案の促進

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に基づき、2015年10月、すべての国内の法人に対して法人番号が付番された。法人番号は、個人番号のように利用範囲が規定されていない上、

法人番号、法人名及び本社所在地の3項目が機械で判別可能な形式でデータ提供されている。行政機関が保有する法人活動情報についても、法人番号とひも付けたオープンデータとして提供するものが増えると考えられ、ビックデータや官民連携を含め、活用範囲の飛躍的な拡大が期待されている。

このような中、経済産業省では、2017年1月に、「法人インフォメーション(2020年3月に「Gビズインフォ」に改称)」の運用を開始し、各省庁の保有する補助金情報、調達情報、表彰情報、届出・認定情報等といった法人活動情報を法人番号にひも付けて、各法人の活動情報を検索・閲覧、またデータ取得できるようにしている。本システムでは、集約した情報を機械可読に適した形式でデータを整理し、これらを 0penAPIに準拠した情報提供用APIなどを介して外部システムから自動取得することを可能としているが、これらの機能を通じて、取引先等の情報収集や新規取引先の開拓、民間が保有するデータと組み合わせたサービス等への活用等、法人情報の利活用による民間事業者における生産性向上や新規ビジネス創出等の推進を行っている。

また、行政機関を中心としたデータ連携を進めるため、 Gビズコネクト(法人データ連携基盤)について、データ 連携のあり方や今後の方向性の検討及びシステムの開発 を経て、Gビズインフォとのシステム連携の実証を開始し た。(「Gビズコネクト(法人データ連携基盤)」は2021年 9月のデジタル庁設置に伴い同庁に移管。)